羽曳野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

# 提案理由

道路占用料の額を改定するため、この条例を制定しようとするものであります。

# 羽曳野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

 平成
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

羽曳野市道路占用料徴収条例(昭和 33 年羽曳野市条例第 100 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

### 別表(第2条関係)

### 道路占用料金表

	占用物件	単位	金額	
		電柱		3,400円
	電柱	支柱		3,500円
		支線柱		1,600円
		支線		680 円
	電話柱	電話柱	1本につき1年	2,000円
		支柱		2,800円
		支線柱		1,500円
<b>计</b> 00		支線		680 円
法第 32 条第 1 項第 1 号に	その他の柱類			200 円
掲げる工作物	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルに	20 円
	地下電線その他は	地下に設ける線類	つき1年	12 円
	路上に設ける変圧	王 器	1個につき1年	2,000円
	地下に設ける変圧器		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	1,200円
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所		1個につき1年	4,000円
	郵便差出箱及び付	言書便差出箱		1,700円
	その他のもの		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	4,000円
	外径が 0.07 メートル未満のもの 外径が 0.07 メートル以上 0.10 メートル未満のもの 外径が 0.10 メートル以上 0.15 メートル未満のもの			83 円
			長さ 1 メートルに つき 1 年	120 円
				180 円

			_	
	外径が 0.15 メール未満のもの	トル以上 0.20 メート		240 円
	外径が 0.20 メー ル未満のもの	トル以上 0.30 メート		360 円
	外径が 0.30 メー ル未満のもの		480 円	
	外径が 0.40 メー ル未満のもの		830 円	
	外径が 0.70 メー ル未満のもの	トル以上 1.00 メート		1,200円
	外径が 1.00 メー	トル以上のもの		2,400円
	マンホールそのイ	也これに類するもの	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	1,200円
法第 32 条第 1	1 項第3号及び第	4号に掲げる施設		4,000円
法第 32 条第	上空に設ける通過	<b></b> 络	  占用面積 1 平方メ	2,000円
1項第5号に	地下に設ける通知	· 公	ートルにつき 1 年	1,200円
掲げる施設	その他のもの			4,000円
法第 32 条第	祭礼、縁日その作 的に設けるもの	也の催しに際し、一時	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	40 円
1 項第 6 号に 掲げる施設	その他のもの		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 月	400 円
		一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メ ートルにつき 1 月	400 円
	あるものを除	その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1年	4,000円
	標識		1本につき1年	3,200円
道路法施行 令(昭和27年 政令第 479 号。以下「政	旗ざお	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	1本につき1日	40 円
令」という。)		その他のもの	1本につき1月	400 円
第7条第1号に掲げる物件	幕(政令第7条第4号に掲げる	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1日	40 円
	工事用施設であるものを除く。)	その他のもの	その面積 1 平方メ ートルにつき 1 月	400 円
	アーチ	車道を横断するもの	1 其にへき 1 日	4,000円
	アーチ その他のもの		1 基につき 1 月	2,000円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1月	400 円
その他のもの		1メートル又は1平 方メートルにつき 1月	400円 以内の額	
·				

#### 備考

- 1 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、その端数を1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満である場合又はその期間に1月未満の端数がある場合は、これらを1月として計算するものとする。
- 2 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 3 表示面積とは、看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 4 1件の占用料の額が100円未満である場合は、これを100円とし、100円を超える場合で10円未満の端数があるときは、その端数を10円に切り上げる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

新				旧								
	別表(第2条関係)				別表							
道路占	道路占用料金表					道路占用料金表						
	<u>占用物件</u> <u>単位</u> <u>金額</u>			<u>占用物件</u> <u>単位</u> <u>金</u>			<u>金額</u>					
			<u>電柱</u> 支柱	<u>1本につき1年</u>	3,400円 3,500円		法第 32 条第 1 項第 1 号に掲 げる工作物	電柱 電話柱	本柱、支柱、支線 柱、支線	1本につき1年	<u>2,600円</u> 1,100円	
	-	<u>電柱</u>	支線柱		1,600円			その他の		1本につき1年	2,600円	
			 支線		680 円			公衆電話		<u>1</u> 個につき1年	3,100円	
			電話柱		2,000 円			送電塔		<u>1 ㎡につき1年</u>	3,100円	
		電話柱	<u>支柱</u> <u>支線柱</u>		<u>2,800 円</u> <u>1,500 円</u>			供架電線その他上空に設 ける線類		<u>1mにつき1年</u>	10 円	
法第	20	<u>支線</u> その他の柱類			<u>680 円</u> <u>200 円</u>			地下電ける線数	線その他地下に設 夏	<u>1mにつき1年</u>	5 円	
<u>伝                                   </u>		共架電線その他上空に設ける線類地下電線その他地下に設ける線類路上に設ける変圧器		長さ 1 メートルに つき 1 年	90 Ш			その他の	<u> ひもの</u>	<u>1 ㎡につき1年</u>	<u>3,100 円</u>	
<del>水泉1</del>   第1号   掲げ	-に				20 円			<u>外径が 0.1m 未満</u> のもの		150 円		
工作物	71			1個につき1年	2,000 円			<u>水管・</u>	<u>外径が 0.1m 以上</u> 0.2m 未満のもの	<u>1mにつき1年</u>	210 円	
		地下に設ける変圧器		占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	1,200 円		法第 32 条第 1 項第 2 号に掲 げる物件	- <del> </del>	<u>外径が 0.2m 以上</u> 0.4m 未満のもの		440 円	
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,000 円				外径が 0.4m 以上 1.0m 未満のもの		1,100円	
	1 -	郵便差出第	<u> </u>	1個にフさ1千	1,700 円					<u>外径が 1.0m 以上</u> <u>のもの</u>	=	1,600 円
		その他のも	<u>00</u>	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	4,000 円			マンホ <sup>・</sup> 類する	ールその他これに もの	<u>1 ㎡につき1年</u>	1,700 円	
<u>法第</u> 条第1		外径が 0.0 のもの	7メートル未満	長さ 1 メートルに	83 円		道路法施行令 (昭和 27 年政	<u>看板</u> 標識類		1 m <sup>2</sup> につき1年 1本につき1年	<u>5,100 円</u> <u>2,400 円</u>	
	第2号に外径が 0.07 メートル以上は る0.10 メートル未満のもの		<u>つき1年</u>	120 円		<u>令第479号)第</u> 7条に掲げる	工事用加	<u>施設</u>	<u>1 ㎡につき1年</u>	5,100円		

H-/ / the	# 67 2° 0 10 } } J 2 D I		
<u>物件</u>	<u>外径が 0.10 メートル以上</u>   0.15 メートル未満のもの		180 円
	外径が 0.15 メートル以上         0.20 メートル未満のもの		240 円
	外径が 0.20 メートル以上		360 円
	0.30メートル未満のもの		
	外径が 0.30 メートル以上		480 円
	0.40メートル未満のもの		
	外径が 0.40 メートル以上		830 円
	0.70メートル未満のもの		
	外径が 0.70 メートル以上		1,200円
	1.00 メートル未満のもの		1, 200   1
	外径が 1.00 メートル以上		2,400円
	<u>のもの</u>		2, 400   1
	マンホールその他これに	占用面積 1 平方メ	1,200円
	類するもの	<u>ートルにつき1年</u>	1, 200 🗇
法第 32 条	第1項第3号及び第4号に		4, 000 III
掲げる施調	元 汉		4,000 円
法第 32	上空に設ける通路	上田本建 1 亚土ノ	2,000 円
条第1項	地下に設ける通路	上 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	1,200円
第5号に		ートルにつき1年	
掲げる	その他のもの		4,000円
施設			
<del>工</del> 法第 32	祭礼、縁日その他の催しに	占用面積 1 平方メ	40 111
条第1項	際し、一時的に設けるもの	ートルにつき1日	40 円
第6号に			
掲げる	その他のもの	占用面積 1 平方メ	400 円
施設		ートルにつき 1月	
道路法	看板(アー時的に設け	表示面積 1 平方メ	400 5
施行令	ーチであ るもの	ートルにつき1月	400 円
(昭和 27	<u>るものを</u> その他のもの	表示面積 1 平方メ	4,000円
(*U/H 21		<u> </u>	<u>1,000 1</u>

<u>物件</u>		
その他のもの	<u>1m 又は 1 ㎡に</u>	5,100円
<u>C 07 [E 07 G 07</u>	<u>つき1年</u>	以内の額

# 備考

- 1 占用期間が1年未満のものは、月割計算によるものとし、1月未満の端数は1月として計算する。
- 2 占用面積が 1 ㎡未満の端数は 1 ㎡とし、占用の長さが 1m 未満の端数 は 1 m として計算する。
- 3 1件の占用料の額が100円未満の場合は100円とし、100円を超える場合で10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。

Į.	下 政 令	除く。)		ートルにつき1年	
-		-   <del></del> -			0.000 III
	第 479	標識		1本につき1年	3,200円
-	号。以下 「政令」 と い う。)第7	<u>旗ざお</u>	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>40 円</u>
1	条第1号		その他のもの	1本につき1月	400 円
1	こ掲げ る物件	幕(政令第7条第4号に掲げる工事	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1日	40円
		<u>用施設で</u> あるもの を除く。)	その他のもの	その面積 1 平方メ ートルにつき 1 月	400 円
		<u>アーチ</u>	車道を横断するもの       その他のもの	1基につき1月	<u>4,000 円</u> <u>2,000 円</u>
I	攻令第7	条第 4 号に	掲げる工事用施		
直			掲げる工事用材	占用面積 1 平方メ   ートルにつき 1 月	400 円
7	その他ので	<u>50</u>		1メートル又は1平 方メートルにつき 1月	<u>400 円</u> <u>以内の額</u>

### 備考

- 1 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 年未満である場合又はその期間に 1 年未満の端数がある場合は、月割をもって計算し、なお、1 月未満の端数があるときは、その端数を 1 月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 月未満である場合又はその期間に 1 月未満の端数がある場合は、これらを 1 月として計算するものとする。
- 2 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0.01 平

方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

- 3 表示面積とは、看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 4 1 件の占用料の額が 100 円未満である場合は、これを 100 円とし、 100 円を超える場合で 10 円未満の端数があるときは、その端数を 10 円に切り上げる。